

第 3 2 号議案

足立区が管理する特別区道等に設ける道路標識の寸法を定める条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区が管理する特別区道等に設ける道路標識の寸法を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 4 5 条第 3 項及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 3 5 年総理府・建設省令第 3 号。以下「省令」という。）第 3 条の 2 の規定に基づき、足立区が管理する特別区道に設ける道路標識のうち、条例で寸法を定めることとされたもの（以下「道路標識」という。）の寸法を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、省令で使用する用語の例による。

(道路標識の寸法)

第 3 条 道路標識（柱の部分を除く。）の寸法は、別表に定める。

(区管理通路の標識への適用)

第 4 条 この条例は、足立区管理通路条例（平成 1 3 年足立区条例第 2 6 号）に規定する足立区管理通路に設ける標識に適用する。

(委任)


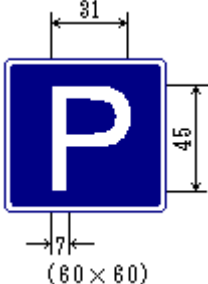

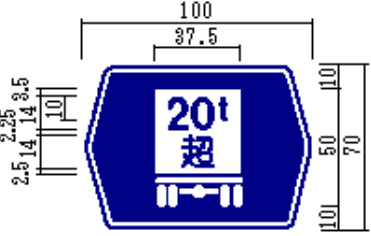
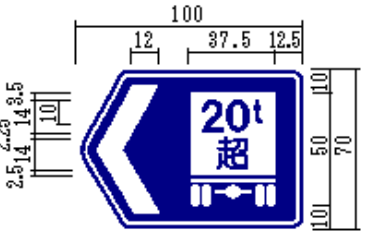
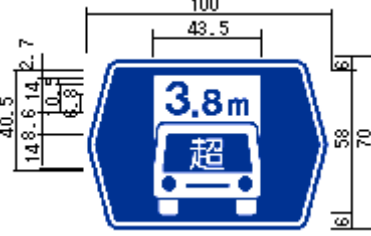
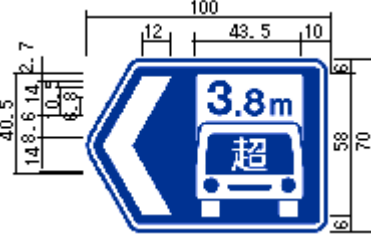


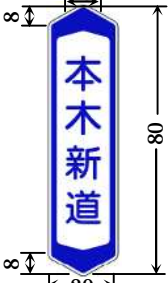

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

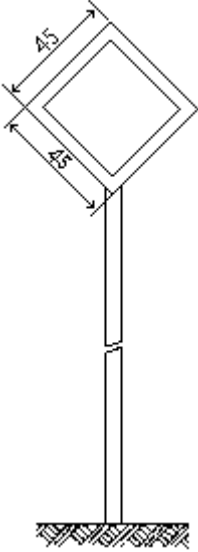


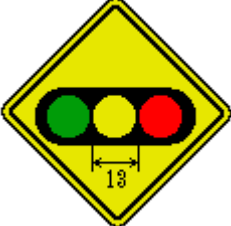






この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

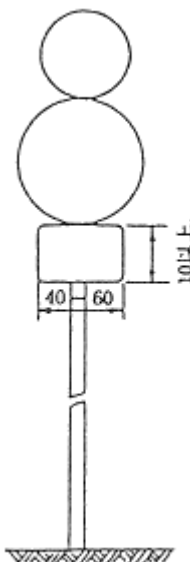
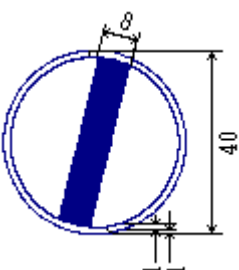

案内標識

待避所 (116の3)	駐車場 (117-A)	登坂車線 (117の2-A)
 <p>(90×60)</p>	 <p>(60×60)</p>	 <p>(60×160)</p>
総重量限度緩和指定道路 (118の3-A)	総重量限度緩和指定道路 (118の3-B)	高さ限度緩和指定道路 (118の4-A)
		
高さ限度緩和指定道路 (118の4-B)	道路の通称名又は愛称名 (119-A)	道路の通称名又は愛称名 (119-B)
		
道路の通称名又は愛称名 (119-C)	まわり道 (120-A)	
	 <p>(30×45)</p>	

警戒標識

<p>本標識板の規格</p>	<p>形道路交差点あり (201-A)</p>	<p>右(又は左)方屈曲あり (202</p>
		
	<p>信号機あり (208 の 2)</p>	<p>落石のおそれあり (209 の 2)</p>
		
<p>路面凹凸あり (209 の 3)</p>	<p>合流交通あり (210)</p>	<p>車線数減少 (211)</p>
		
<p>幅員減少 (212)</p>	<p>二方向交通 (212 の 2)</p>	
		

補助標識

補助標識板の規格	終わり (507-C)	注意事項 (510)
		

備考

1 本標識板(本標識の表示板をいう。以下同じ。)

(1) 寸法

- ア 寸法が図示されている本標識板については、図示の寸法(その単位はセンチメートルとする。以下同じ。)を基準とする。
- イ 「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。
- ウ 「駐車場(117-A)」、「総重量限度緩和指定道路(118の3-A・B)」、「高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)」及び「まわり道(120-A)」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法の1.3倍、1.6倍若しくは2倍に、それぞれ拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。
- エ 「登坂車線(117の2-A)」及び「道路の通称名又は愛称名(119-A)、(119-B)、(119-C)」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別な必要がある場合にあっては、図示の寸法の1.5倍若しくは2倍に、それぞれ拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。
- オ 「道路の通称名又は愛称名(119-A)、(119-B)、(119-C)」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法(「道路の通称名又は愛称名(119-C)」を表示するものについては縦寸法)を拡大し、又は縮小することができる。
- カ 警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の1.3倍、1.6倍若しくは2倍に、それぞれ拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

(2) 文字等の大きさ等

- ア 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。
- イ 「方面、方向、道路の通称名又は愛称名の予告」、「方面、方向、道路の通称名又は愛称名」、「著名地点(114-B)」、「待避所」、「駐車場」、「登坂車線」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)」、「道路の通称名又は愛称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(ローマ字にあっては、その2分の1又は3分の2の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度(単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ(単位 センチメートル)
40, 50又は60	20
30以下	10

- ウ 「方面、方向、道路の通称名又は愛称名の予告」及び「方面、方向、道路の通称名又は愛称名」を表示する案内標識については、矢印以外の文字の大きさは、2の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。
- エ 「著名地点(114-B)」及び「道路の通称名又は愛称名」を表示する標識の文字の大きさは、

10 センチメートル（ローマ字にあっては、その2分の1又は3分の2の値）を標準とする。
また、「登坂車線」を表示する案内標識の文字の大きさは、20 センチメートル（ローマ字にあっては、その2分の1又は3分の2の値）を標準とする。

オ 「区市町村(101)」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び車線」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向、道路の通称名又は愛称名の予告」、「方面、方向、道路の通称名又は愛称名」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ区市町村章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。

カ 「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。

キ 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(ア) 案内標識

縁は、「待避所(116の3)」、「駐車場(117-A)」及び「まわり道(120-B)」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路(118の3-A)、(118の3-B)」及び「高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線(117の2-A)」を表示するものについては10ミリメートル、「道路の通称名又は愛称名(119-A)、(119-B)、(119-C)」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の大きさとする。

(イ) 警戒標識

縁及び縁線は、12ミリメートルを標準とする。

2 補助標識板

(1) 寸法

ア 図示の寸法を基準とする。

イ 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

(提案理由)

足立区が管理する特別区道等に設ける道路標識の寸法を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。